

Title	岩手県九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について
Sub Title	Final Jomon artifacts with the trace of bitumen ; examples from Kunenbashi (九年橋) Site, Iwate (岩手) Pref.
Author	藤村, 東男(Fujimura, Haruo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1982
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.52, No.2 (1982. 9) ,p.61(225)- 72(236)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19820900-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

岩手県九年橋遺跡出土の

アスファルト附着遺物について

藤村東男

一、はじめに

縄文時代において、強力な粘着力を持つ天然アスファルト⁽¹⁾を膠着剤として用いたことは、周知のことである。たとえば早くも明治三十年代には佐藤伝蔵らによって秋田県から出土した石鏃、土偶に附着したアスファルトが報じられている(佐藤^伝 一八九七、佐藤^初 一八九八、藤森 一九〇五)。その後武藤一郎、喜田貞吉、甲野勇、八幡一郎、田辺義一、清水潤三、江坂輝彌、野村崇、野口義麿らによる研究が進められた結果、つぎのことがらが明かにされた(武藤 一九二六、喜田 一九三〇、甲野 一九三〇、八幡 一九三五・三八、田辺 一九四九、三田史学会 一九五九、江坂 一九七一、木古内町教委 一九七四、野口 一九七七)。

1 天然アスファルトは石油の鉱床から脱出したアスファルト基石油が、永く大気にさらされて発散変質し、固形ないし半固形体となって、沖積層または洪積層中に集積したものである

り、粘着力に富むことから膠着剤として用いられた。そして熔融点が摂氏三十〜九十度と低いため、当時においても容易に利用しうるものである。

2 アスファルトの附着痕を持つ遺物には、つぎのものがあり、種々の使用法が確認されている。

a 石鏃、銚頭などの基・茎部に塗り、矢柄装着を強化したものの。

b 組み合わせ針釣などの軸部に塗り、軸部の固定を強化したものの。

c 石匙の柄部(つまみ)に塗り、紐の緊縛を強化したものの。

d 石斧の中央部に塗り、柄の装着を強化したものの。

e 石篋の刃部に附着が認められたが、その目的は不明である。

f 土偶破損部の接合補修に用いられている。

岩手県九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について

g 土器破損部の補修に用いられている（胴部に穴のあいた鉢形土器に円形の土器破片を接合した例や、壺形土器の破損部にアスファルトを詰込んだ例などがある）。

h 土器品などの象嵌に用いられている。

i 籃胎漆器の下塗りに用いられた可能性がある（青森県西津軽郡木造町亀ガ岡遺跡出土資料の化学分析の結果）。

j 収納または加熱に供されたと思われる土器の内部に、アスファルトそのもの、または附着痕が認められた。

3 アスファルトが使用された時期は、縄文時代中期から晩期にかけてである。

4 分布は秋田県を中心とした東北地方全域および北海道南部、北陸地方東部にかけてである。

5 天然アスファルトの採掘地は、秋田県南秋田郡昭和町槻木附近と考えられ、ここから各地に供給された。

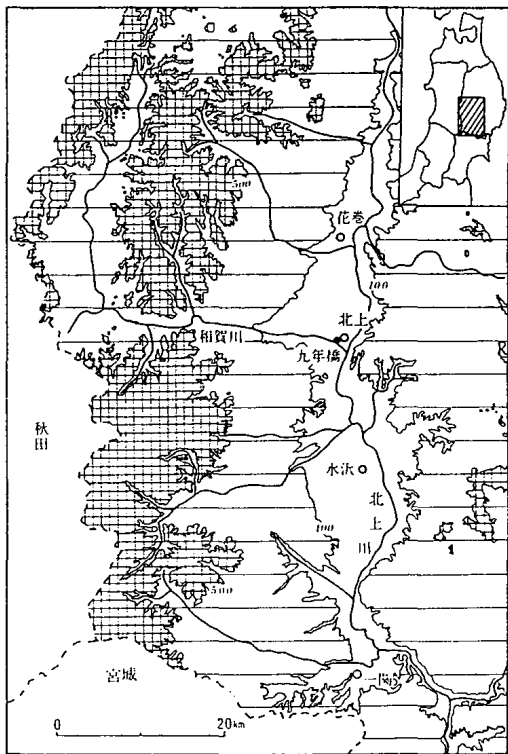
ところで以上の研究は、アスファルトの膠着剤としての面が強調され、個々の具体例の紹介に重点が置かれてきたために、たとえば個々の遺跡におけるアスファルトの附着点数、附着率などといった基礎的な分野については十分な検討がなされてこなかった。さきに筆者は青森県亀ガ岡遺跡出土資料を検討した結果、アスファルトの附着痕を持つ遺物は石鏃など狩猟具に多く、アスファルトの使用と狩猟活動との結びつきが強いことを述べた（藤村一九七六）。しかし亀ガ岡遺跡の場合、附着資料が八点と乏しく、それを普遍化するにはいささかためらいを感じていた。

その後岩手県北上市九年橋遺跡の調査に携わる機会を得た折、

豊富な縄文時代晩期の資料を検討した結果、再度アスファルトの使用と狩猟活動との結びつきを確認するに至った。そこで今回は、九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物を紹介し、あわせて狩猟活動との関係について考えてみたい

二、出土資料

岩手県北上市九年橋三丁目に所在する九年橋（くねんばし）遺跡は、我が国第四位の流域面積を持つ北上川に西から合流する和賀川の合流点近くの自然堤防上に位置し、標高約五九mを計る（第1図）。同遺跡は北上市教育委員会が一九七三年から七年間宅地造成に伴う緊急事前調査を行った結果、和賀川の旧流路に形成された晩期後半（大洞C₂式、同A式）の低湿地遺跡であることが判明した（北上教委 一九七七・七八・七九・八〇）。



第1図 九年橋遺跡の位置

第1表 九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物

		出土点数	アスファルト附着(%)	
石	鍬	710	168 (23.7)	
	錐	112	2 (1.8)	
	匙	88	24 (27.2)	
	搔器	81	3 (3.7)	
	斧	25		
	斧	35	1 (2.9)	
	器	58		
	製品	171	4 (2.3)	
	類	93		
	皿	33		
	錘	6		
	製品	4	1 (25.0)	
	類	182		
品	版	3		
	石冠	1		
	製品	2		
	類	8	1 (12.5)	
	(合計)	1637	204	
	土	偶版	147	8 (5.4)
		飾	9	
製品		35		
製品		104	2 (1.9)	
製品		2		
類		4		
(合計)	210			
土	形	144		
	形	2		
	形	265	3 (1.1)	
	形	47		
	形	120		
	形	47		
	形	301		
	形	26		
	形	4		
	形	2		
	形	1		
(合計)	959	3		

九年橋遺跡の第三次(一九七五年)と第六次(一九七八年)調査において出土した遺物のうち、アスファルトの附着が認められた資料は合計二一七点であり、その内訳を第1表に掲げておく。まずそれらの特徴を記すと、つぎのようになる。

石鍬(第2図1~6) 凹基無茎鍬九点(1~2)、凸無基茎鍬五八点(3~4)、有茎鍬一〇〇点(5~6)、不明一点と石鍬全体の約4に附着が認められた。附着部位はいずれも基・茎部であり、矢柄への装着部にあたる。

石錐(第2図7) 全面にわたって、アスファルトの飛沫が点

岩手県九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について

々と附着している。

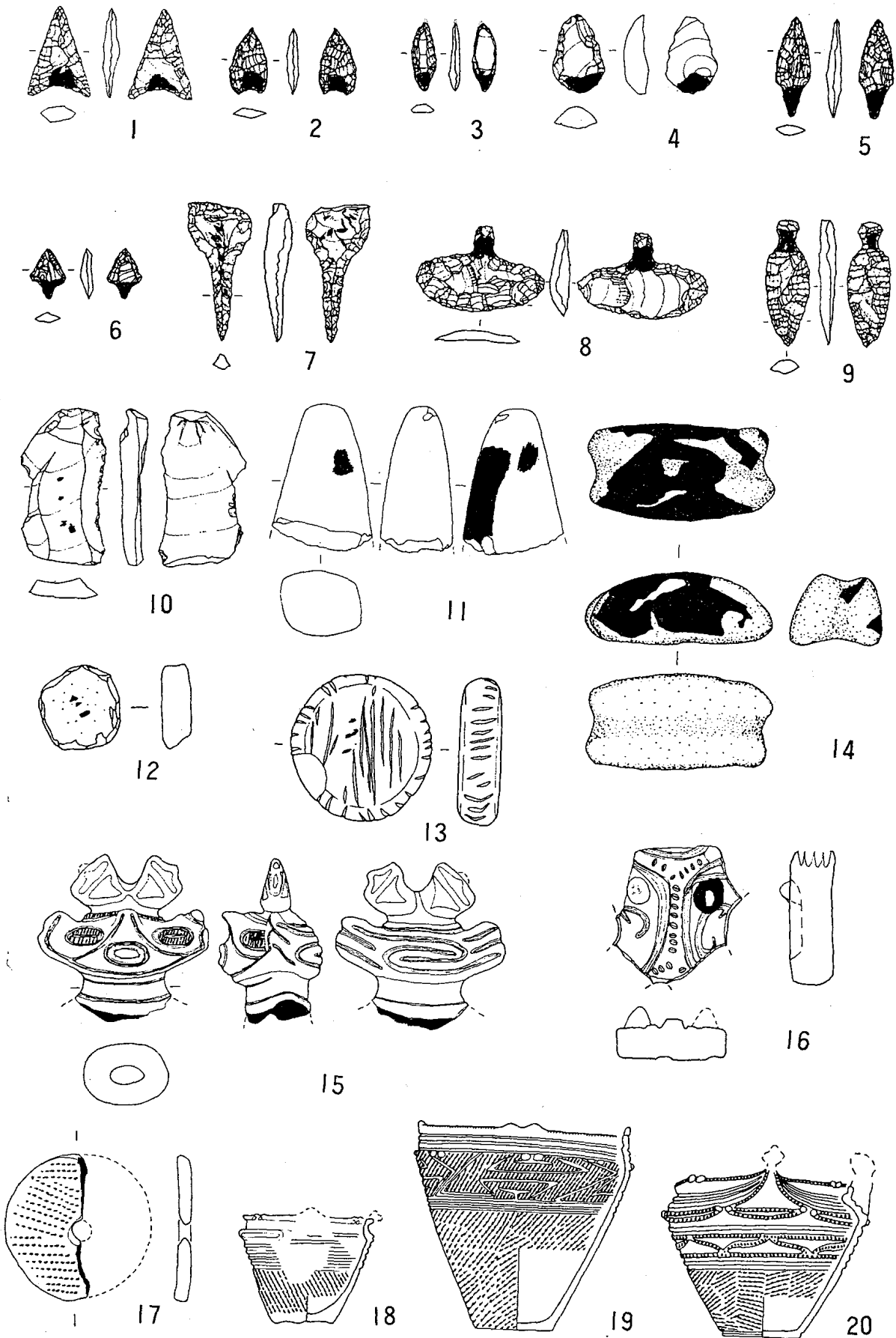
石匙(第2図8~9) 横型二〇点(8)、縦型四点(9)、不明一点と石匙全体の約4に附着が認められた。附着部位はいずれも柄部(つまみ)である。

不定形搔器(第2図10) 刃部に附着痕が認められた。

磨製石斧(第2図11) 基部近くの体部片面に厚く附着が認められた。

円盤状石製品(第2図12) 片面の中央部に附着痕が認められた。

第2図 アスファルト附着遺物 (縮尺1~17 1/3, 18~20 1/6)



有溝石製品(第2図14) 下面を除く全体に厚く附着していた。

異型石製品(第2図13) アスファルトの飛沫が附着していた。土偶(第2図15、16) 首、腕、胴、脚部などの破損部に附着が認められ、接合補修を目的としたものである。

円盤状土製品(第2図17) 二点とも有孔品であるが、二つに割れた破損部をアスファルトで接合している。

鉢形土器(第2図18、20) 三点とも口縁に小突起を持つ小型鉢形土器で、内面にアスファルトがこびりついている。

以上の資料を、アスファルトの使用目的によって区分すると、つぎの七種になる。

- ① 矢柄装着の強加(石鏃)
- ② 柄部緊縛の強加(石匙)
- ③ 柄部装着の強加(磨製石斧)
- ④ 破損部の補修(土偶、円盤状土製品)
- ⑤ 収納容器(鉢形土器)
- ⑥ 偶然の機会に附着したもの(石錐、不定形搔器、円盤状石製品、異型石製品)
- ⑦ 使用目的が不明なもの(有溝石製品)

これら七種を附着数でみると、⑦一六八点、①二四点、②一点、③一〇点、④三点、⑤一〇点、⑥一点と、圧倒的に⑦の石鏃が多く七七・四%を占める。石鏃が多いことは、第2表に掲げた縄文時代晩期の亀ガ岡遺跡、岩手県稗貫郡大迫町小田遺跡においても同じく認められることであり、一般的な傾向と云えよう

岩手県九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について

第2表 亀ガ岡・小田両遺跡出土のアスファルト附着遺物

	出土点数(アスファルト附着数)		
	亀ガ岡①	同 ②	小 田
鉄鎗器器錐匙器斧斧器品類皿石鏃類版他	21 (6)	14 (5)	104 (10)
頭 石			1
形 石		1	30
定製製状石	6	10 (2)	28
盤状石	6	19	64 (11)
磨石砥礫石岩そ	5	1	150
土 偶	7 (1)	3	87
壺 形 土 器	16	15	51
			3
	2	7	179
	16	2	183
	2	2	9
	1	2	11
	5	2	183
	2	3	1
		4	11
土 偶			130 (2)
壺 形 土 器	57 (1)		

(三田史学会 一九五九、青森県教委 一九七四、大迫町教委 一九七九)。さらに同じ晩期に属する福島県いわき市寺脇貝塚において、第3表に掲げたように釣針、銚頭など骨角製漁撈具に附着が認められ、石鏃と合せてアスファルト使用の主目的が狩猟漁撈具の固定装着の強加にあったことを示している(いわき市教委 一九六八)。

また石鏃について附着が数多いのは、一一・一%を占める①の石匙である。石匙は別名石小刀と呼ばれるように、鋭い刃部によ

第3表 寺脇貝塚出土のアスファルト附着遺物

		出土点数 (アスファルト附着数)
針	19 (1)	
針頭	23 (2)	
筈	8 (3)	
筈	5 (1)	
鏃	10 (2)	
猪牙製尖頭器	1	
髪飾	8	
耳飾	1	
垂飾	9	
腰飾	1	
篋状鹿角製品	8	
斧状鹿角製品	7	
石 鏃	3 (1)	

ってナイフとして用いられ、動物の解体、骨角器の製作に充てられたものであり、これもまた狩猟漁撈活動と関係深いものである。

以上の結果、アスファルトの使用は狩猟漁撈活動の一端を成すものと言いつても過言でないであろう。なお石鏃、石匙について附着数が多いのは⑤の土偶、円盤状土製品の補修であるが(四・六%を占める)、あえて補修をしてまで再使用しなげなければならない事情があったのであろう。土偶等の製作時期(季節)を考へるうえからも興味深い、その際補修の行われた時期と狩猟漁撈活動の時期とが重複していたことも考えられる。この点は資料の蓄積を待って今後検討することとし、本稿においては石鏃、石匙に限って論を進めることとする。

第4表 石鏃のアスファルト附着数

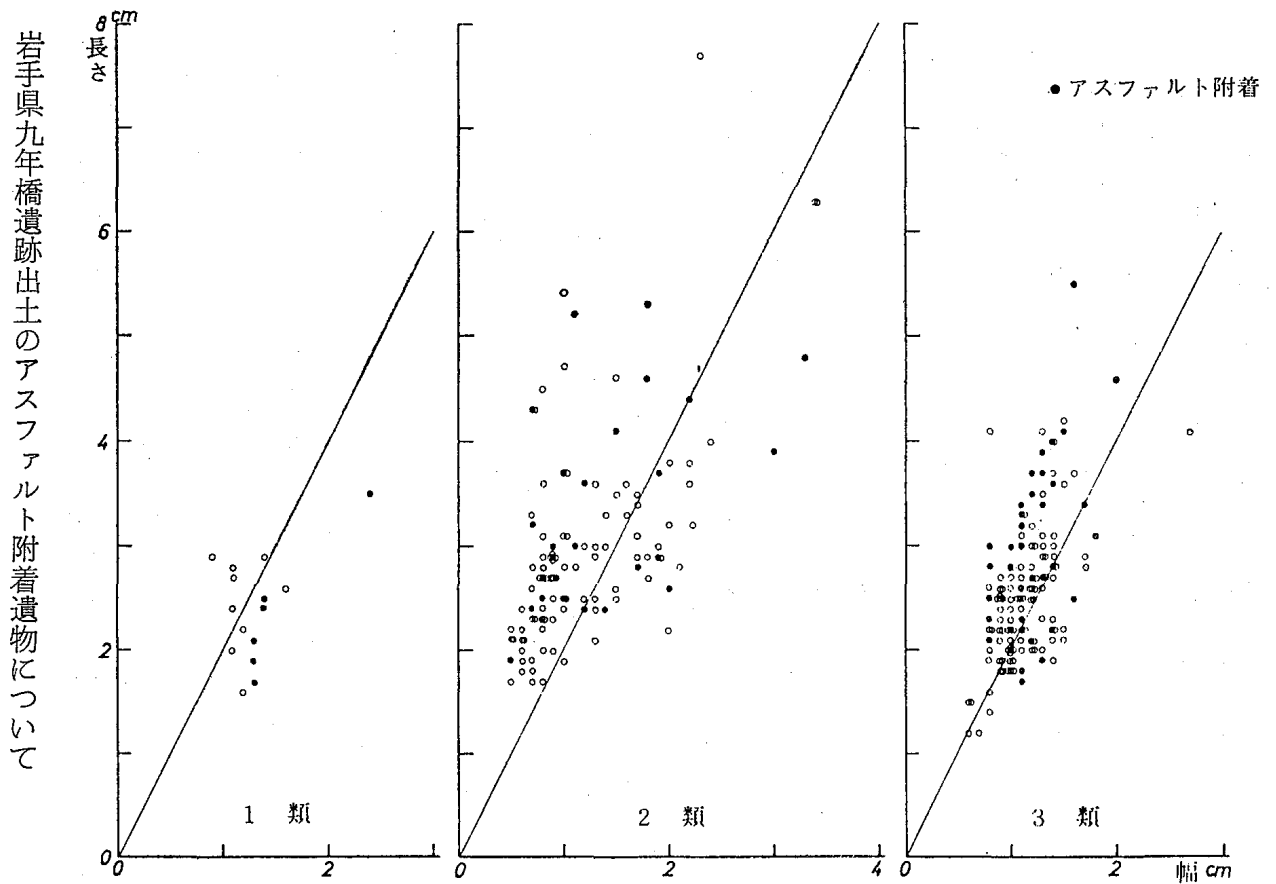
	出土点数とアスファルト附着数 (%)			
	凹基平基 無 茎 鏃	凸 茎 基 無 鏃	有 茎 鏃	不明・その他
札 苧	12-5 (41.7)	3-0	13-3 (23.1)	
亀ガ岡①		2-0	19-6 (31.6)	
〃 ②	1-1 (100.0)	2-0	14-4 (28.6)	
九年橋	32-9 (28.1)	256-58 (22.7)	408-100 (24.5)	14-1 (7.1)
小田	15-2 (13.3)	5-0	76-8 (10.5)	8-0
藤株	29-6 (20.7)		37-15 (40.5)	14-2 (14.3)

三、石鏃・石匙

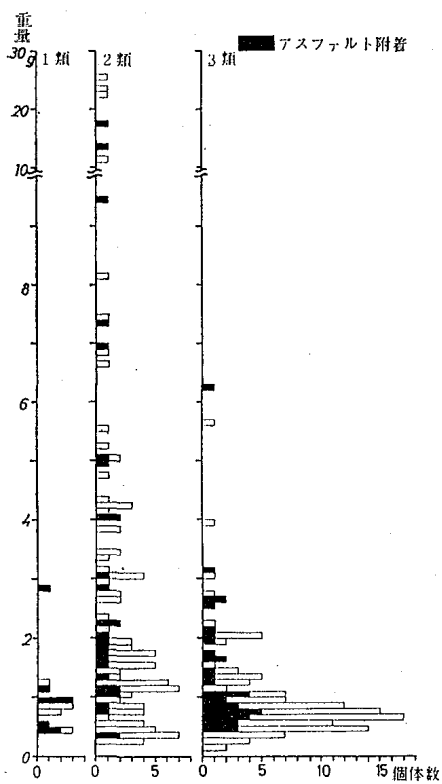
石鏃は矢柄に装着し、狩猟具として用いるが、アスファルトの使用は着柄を容易にし、しかも強靱なものとす。ところが九年橋道跡の場合、すべての石鏃にアスファルトが用いられているわけではなく、その割合は二三・七%と意外に低いものである。さきの亀ガ岡、小田両遺跡においても、二八・五%、三五・七%、九・七%と同じく半数以下であり、アスファルトの使用効果に疑問が生じてくる。

アスファルトを使用した石鏃と、使用しない石鏃が存在する以上、両者を区別する何らかの基準があったはずであり、当

第3図 石 鏟 の 長 さ と 幅



第4図 石 鏟 の 重 量



然その基準は装着方法に求めなければならない。九年橋遺跡出土の石鏟は、装着部にあたる基・茎部の違いによって、凹基無茎鏟（1類 三二点）、凸基無茎鏟（2類 二五六点）、有茎鏟（3類 四〇八点）に区分される。ところが予想に反して、この三類とも附着率は二五%前後と差がなく（第4表）、装着方法とは無関係であることがわかった。そこで念のために石鏟の大きさ（長さ、幅、厚さ）と重量についても検討を試みたが（第3図、第4図）、この点においてもアスファルト使用の石鏟を識別することができなかった。したがって現状においては、アスファルトを用いるか、否かの基準は、石鏟そのものに存在するのではなく、石鏟の使用状況などに求めざるをえないものと思われる。

ところで、着柄にアスファルトを使用することは確かに着柄効果を増すものであり、決してマイナスの効果を与えるものではない。

はない。しかし着柄効果の高まりは、直ちに狩猟技術の向上につながるものでもない。それゆえに着柄の容易さを除けば、あえてアスファルトを使用する必然性は低いものであったと考えられる。つまりアスファルトの使用効果は、我々が予想したよりも小さいものであり、使用する際の判断基準は合理性に裏づけられたものとするよりも、物珍しさといった嗜好のレベルで理解することのほうが妥当と思われる。

石匙の場合、アスファルトは柄部(つまみ)に附着しているの
で、まず柄部の役割から考えてみることにする。柄部はその形から、木製などの柄を装着するためのものかと思われるが、柄部に植物質繊維が巻きついた例⁵⁾や、実際に柄を取りつけて実験した結果⁶⁾からみて、紐を巻きつけ、腰などに吊り下げるためのものであることがわかった。とすると、柄部にアスファルトを使用することは、巻きつけた紐の脱落防止用であって、石匙の性能を高めるものとはならず、石鏃と同じく恣意的な動機が感じられる。しかし、この柄部にアスファルトが多用されているところをみると、単なる脱落防止用とも云い切れず、柄部の役割を含めて今後検討する必要がある。

石匙も石鏃同様に附着率は約 $\frac{1}{4}$ (二七・二%)であり、亀ガ岡②、小田両遺跡の二〇・〇%、一七・二%と類似する。ここで再び、アスファルト使用の基準についてみてみよう。石匙は刃部の形態によって、横型(1類 六四点)と縦型(2類 二三点)の区分があるが、附着率は横型のほうが二倍近く高い(第5表)。

第5表 石匙のアスファルト附着数

	出土点数とアスファルト附着数(%)		
	横 型	縦 型	不明・その他
亀ガ岡②	4-1 (25.0)	4-1 (25.0)	2-0
九年橋	64-20 (31.3)	23-4 (17.4)	1-0
小田	39-8 (20.5)	20-2 (10.0)	5-1 (20.0)
藤株	58-13 (22.4)	104-9 (8.7)	

しかし前述したように、柄部は石匙の機能に直接結びつくものではないので、この附着率の差は意味あるものではないであろう。なお石匙の大きさについても検討を試みたが、アスファルト使用との関係は得られなかった。

以上の結果、アスファルトの使用によって石鏃は矢柄装着が容易に、石匙は紐の離脱が防止されることはあっても、それぞれの性能が飛躍的に向上させるものにはならなかったことが諒解される。それゆえ、これまでアスファルトの使用効果を高く評価していた認識は改める必要がある。

四、アスファルトの供給量

ここで目をアスファルトの供給量に転じることとする。九年橋遺跡の存在する北上市は、北に北上川を遡ると岩手県北部に、南に下ると岩手県南部・宮城県北部に通じる。さらに東に向い北上山地を越ると三陸沿岸に、西に和賀川を遡り奥羽山脈を越ると秋田県に通じ、四方に延びた交通の要衝の地にある。したがって北上市附近は、天然アスファルトの採掘地と推定される秋田県昭和

町と太平洋岸各地とを結ぶ供給ルートの中継地点にあたり、当時のこの地区を経由してアスファルトを伝えたことが想像される。⁽⁷⁾

ところが、九年橋遺跡に蓄えられていたアスファルトの量は、必ずしも多くない。同遺跡からはアスファルトを収納したり、加熱したりしたと思われる鉢形土器が三个体出土している。しかしその数は土器全体の僅か〇・三%（鉢形としては一・一%）にすぎず、またいずれも小型（容量は二八〇cc、一〇〇〇cc、一二〇〇cc）であり、これらすべてを収納容器とした場合最大に見積っても二・五%ほどでしかなく、とても他地域に供給できる量ではない。この最大二・五%程度の量は、やはり遠来の地（直線距離で一〇〇km）から運び込めることのできる限界であろう。

僅かばかりの資料での検証ではあるが、九年橋遺跡において蓄えられていたアスファルトの量は、他に供給することは勿論、同地において使用する量を十分賄える量ではないと思われる。そう考えてみると、膠着剤としての便利さよりも、遠来の地から運ばれた数少ないものに対する稀少価値のほうに、人々の関心があったものかもしれない。

なおこれら三个体の土器は、形態・文様・胎土からみて、他の土器と同じく九年橋遺跡周辺にて製作されたものと思われる。したがってアスファルトは別の容器で運搬され、これらの土器に移し替えられたのであろう。

五、まとめ

以上九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について述べてき

岩手県九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について

たが、そのうち石鏃、石匙に関する部分をまとめると、つぎのようになる。

- 1 石鏃の約 $\frac{1}{4}$ にアスファルトが附着している。
- 2 附着している位置は、矢柄装着部にあたる基・茎部であり、着柄を強加するためのものである。
- 3 しかし、アスファルトを用いた石鏃と、用いない石鏃との間には、装着部の形状、大きさ、重量のうえでの違いは認められず、あえてアスファルトを用いなければならない必然性はない。
- 4 石匙の約 $\frac{1}{4}$ にアスファルトが附着している。
- 5 附着している位置は、柄部（つまみ）である。この柄部は紐などを巻き付ける位置であることから、紐の脱落防止用と考えられる。

石鏃、石匙にアスファルトが多用されるのは、強力な粘着力と防水性を利用したものであり、天然資源の特性を生かした優れた方法であると云える。しかし同時にアスファルトの場合土器の項で述べたように稀少価値といった心理的な作用も見逃すことはできない。むしろさきの便利さよりも、この稀少価値のほうにより強く意識されていたのではないかと思われる。

石鏃、石匙は大切な狩猟活動の道具である以上、捕獲、切断などの面での性能が重視され、アスファルトの利用も合理性に適ったものでなければならぬのは当然である。しかしたびたび繰り返すように、アスファルトの利用はせいぜい装着の容易さにすぎず、両者の性能を向上させるものではない。それゆえに稀少価値

に対する意識が変化すれば、あえて利用する意味を失ってしまうものである。そのため同じ天然の膠着剤でも主として工芸品の分野で用いられ、後世まで続く漆、膠とは異なり、アスファルトは弥生時代になるとほとんど顧みられなくなってしまうのも、以上のような理由からであろう。

なお本稿において詳しく触れることができなかった土偶についても、その一端を述べておきたい。九年橋遺跡からは一四七点の土偶が出土したが、完形品は一点も含まれておらず、すべて破片であって、あえて土偶を破砕したものと解することができるところがこのうち八点はことさらアスファルトで補修を加えており、さきのこととは矛盾する行為にみえる。しかし、これもアスファルトに込められた特別な意識——稀少なものゆえに持つ神秘性——が作用したものと考えることによって諒解されるところである。この点については、資料の聚成を待つて明かにしたい。

本稿の作成にあたって北上市教育委員会および稲野裕介、齊藤尚巳の両氏の御援助を頂いた。記して感謝の意を表したい。

註

- (1) これまでアスファルト、タール、ピッチ、土瀝青などと称されてきたが、本稿では一応アスファルトに統一して用いた。
- (2) 他にアスファルト収納容器と思われる土器が二点出土している(三田史学会 一九五九 五〇頁)。
- (3) 第2表の亀ヶ岡遺跡①は慶応義塾大学文学部民族考古学

研究室による調査資料であり、同②は青森県教育委員会調査資料である。

(4) 他につきの例がある。

- 北海道上磯郡木古内町札苅遺跡 三七点中一〇点 二七・〇%
- (木古内町教委 一九七四)、青森県三戸郡三戸町泉山遺跡 六
- 三点中六点 九・五%(青森県教委 一九七六)、秋田県北秋
- 田郡鷹ノ巣町藤株遺跡 七九四点中九〇点 一一・三%(秋田
- 県教委 一九八一)、山形県飽海郡遊佐町神矢田遺跡 三〇九
- 点中三五点 一一・三%(遊佐町教委 一九七二)

(5) 撚糸圧痕の認められた青森県三戸郡田子町野面平遺跡出土資料や、植物質繊維が附着していた宮城県栗原郡一迫町山王遺跡出土資料などがある(江坂 一九七二 第3図、楠本 一九七三 一〇九頁写真)。

(6) 「もし、この部分に木の柄などをつけて使ってみたらどうかと試したことがあるが、力の入れようがなくて使用し難いことがわかった」(楠本 一九七三 一一二頁)

(7) 現在このルートにはほぼ沿って岩手県大船渡市と秋田県本荘市を結ぶ国道一〇七号線が設けられている。

〈文献〉

- 秋田県教育委員会 一九八一 藤株遺跡発掘調査報告書 (秋田
- 県文化財調査報告書 第85集)
- 青森県教育委員会 一九七四 亀ヶ岡遺跡発掘調査報告書——亀
- ヶ岡バイパス関係埋蔵文化財発掘調査——(青森県埋蔵文

化財調査報告書 第14集)

同 一九七六 泉山遺跡発掘調査報告書——一般県道櫛引

上名久井三戸線道路改良工事埋蔵文化財発掘調査——(同

第31集)

江坂輝彌 一九七一 天然アスファルト (新版考古学講座 第

9卷 雄山閣出版)

藤森峯三 一九〇五 秋田県下に於て土瀝青と共に発見された化

石及び土器 (東京人類学会雑誌 第20巻第234号)

藤村東男 一九七六 縄文時代のアスファルト (萌木 第11号)

いわき市教育委員会 一九六八 寺脇貝塚発掘調査報告 (小名

浜——小名浜湾沿岸の遺跡調査報告集——)

喜田貞吉 一九三〇 学窓日誌——アスファルト坑内発見土器

—— (東北文化研究 第2巻第4号)

木古内町教育委員会 一九七四 札苅遺跡——北海道上磯郡木古

内町札苅の国道拡幅に伴う緊急発掘調査報告——

北上市教育委員会 一九七七 九年橋遺跡第3次調査報告書

(北上市文化財調査報告 第18集)

同 一九七八 九年橋遺跡第4次調査報告書 (同 第23

集)

同 一九七九 九年橋遺跡第5次調査報告書 (同 第25

集)

同 一九八〇 九年橋遺跡第6次調査報告書 (同 第29

集)

甲野勇 一九三〇 青森県三戸郡是川村中居石器時代遺跡調査概

岩手県九年橋遺跡出土のアスファルト附着遺物について

報 (史前学雑誌 第2巻第3号)

楠本政助 一九七三 仙台湾における先史狩漁文化 (矢本町史

第1巻)

三田史学会 一九五九 亀ヶ岡遺蹟——青森県亀ヶ岡低湿地遺蹟

の研究—— (三田史学会考古学民族学叢刊 第3冊)

武藤一郎 一九二六 土瀝青層内の石器時代遺物 (秋田考古学

会誌 第1巻第5号)

野口義麿 一九七七 縄文時代の象嵌遺物 (MUSEUM 第

311号)

大迫町教育委員会 一九七九 岩手県稗貫郡大迫町小田遺跡発掘

調査報告書 (大迫町埋蔵文化財報告 第4集)

佐藤伝蔵 一八九七 本邦石器時代の膠漆的遺物に就て (東京

人類学会雑誌 第12巻第138号)

佐藤初太郎 一八九八 石器土器に附着する膠漆様遺物に就いて

の愚見 (東京人類学会雑誌 第13巻第147号)

田辺義一 一九四九 破折端にアスファルトの附着した土偶につ

いて (人類学雑誌 第61巻第1号)

八幡一郎 一九三五 奥羽地方発見の篋状石器 (人類学雑誌

第50巻第5号)

同 一九三八 先史時代の交易 (人類学先史学講座 第

3巻)

遊佐町教育委員会 一九七二 神矢田遺跡——第3次・第4次・

第5次発掘調査報告と考察——

附記 本稿は九年橋遺跡調査の成果に基づくものであり、アスファルト附着遺物の整理は宗広信、浜野潔、羽生淳子、羽生明子、小沢かおる、石井香代子、藤村千与子、稲村晃嗣、大和邦康、木村尚二、稲野彰子君らが担当した。

(補註) 脱稿後、安係子昭二(一九八二)交易——アスファルト——(縄文文化の研究 第8巻 社会・文化 雄山閣出版)を知り得た。アスファルトの自然湧出地として、秋田県榎木以外に、山形県一カ所、新潟県四カ所があげられており、榎木以外の採掘地も考へなければならぬ。また全国一四七カ所のアスファルト附着遺物出土地名表(北海道5、青森24、岩手18、秋田21、宮城18、山形21、福島5、群馬1、千葉1、新潟28、長野1、富山2、滋賀1、奈良1)の附着遺物の項を見ると、圧倒的に石鏃(90カ所)が多く、ついで骨角器(28カ所)、石匙(26カ所)が多数を占めている。これによって、アスファルト使用が狩猟漁撈活動と深く結びついたものであるという筆者の主張を、さらに認める結果となった。